

平成29年 ● 月 ● 日

会員各位

東大阪商工会議所  
会頭 嶋田 亘

平成29年度  
東大阪商工会議所 優良商工従業員被表彰者 推薦のご依頼について

謹啓 向暑の候 貴事業所益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は本商工会議所の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて本所では、会員事業所に勤務する優良な従業員を表彰し、その功績を讃える事により、勤労意欲の高揚を図り、企業の発展に資する事を目的に、標記の表彰式を挙行政致しております。

つきましては、下記要領にて、被表彰者を募集致しますので、何卒ご推薦頂きますようお願い申し上げます。 謹 白

記

1. 被表彰者の選考 東大阪商工会議所優良商工従業員表彰実施要綱(本状裏面)をご参照下さい

2. 表彰式の概要

日 時 平成29年11月22日(水) 午前9時30分～11時45分  
(記念講演会 午前10時30分～11時15分)

場 所 大阪商業大学 ユニバーシティホール「蒼天」  
東大阪市御厨栄町4-1-10  
(近鉄奈良線小阪駅下車 北東徒歩約5分)

備 考 ・被表彰者には、表彰状(盾)と記念品を授与致します。  
・表彰式では表彰種別毎に被表彰者の氏名をお呼びし、本所会頭より各代表者に表彰状と記念品を贈呈致します。  
・式典終了後の記念講演会は、勤労意欲を高める内容等の講演を行います。

《講師: (予定)》

お問い合わせ先 東大阪商工会議所 振興部(乾野)  
電話 06-6722-1151

# 東大阪商工会議所 優良商工従業員表彰実施要綱

1. 表彰の趣旨 この表彰は、本所会員事業所に勤務する優良な従業員を表彰することにより、勤労意欲の高揚と資質の向上を図り、以て、企業の発展に資することを目的とし、会頭より表彰し、記念品を授与する。
2. 被表彰者 本所会員であり、且つ会費を完納した事業所、又はこれに準ずる団体に勤務する従業員（兼務役員も可）  
但し、過去5年間に本表彰（優良技能・技能士・営業者、発明・改良表彰を除く）を受けたものは除く。
3. 表彰の基準 (1) 表彰の種別に定める勤務年数以上勤務する者  
（発明・改良表彰を除く）  
(2) 職務に誠実で、他の従業員の模範になる者。但し、出勤率が90%以上の者  
（有給休暇は出勤と見なす）  
(3) 推薦書、評価事項7項目の内、4項目以上該当する者  
(4) 業務の改善工夫に意欲的で、企業の発展に貢献した者  
(5) その他、経営者が表彰に値すると評価、推薦した者

## 4. 表彰種別

- (1) 優良従業員表彰 (イ) 勤続30年以上の部  
(ロ) 勤続20年以上30年未満の部  
(ハ) 勤続10年以上20年未満の部  
(ニ) 勤続5年以上10年未満の部
- (2) 優良技能・技能士・営業者表彰 優秀な技術技能や営業活動で、企業に顕著な貢献をした、勤続3年以上の者
- (3) 発明・改良表彰 特許・実用新案を取得し、企業の発展に貢献した者  
（勤続年数不問）
- (4) 高齢者従業員表彰 満63才以上で、勤続3年以上の者
- (5) 短時間従業員表彰(パートタイマー) 勤続3年以上の者

(注) 勤続年数・年齢の算定は、平成29年7月31日を現在とし、一旦退職して再雇用した者については通算した年数を勤続年数とする

## 5. 推薦の方法、および被表彰者の決定

- (1) 別紙推薦書に被表彰候補者に関する必要事項を記入の上、会頭に推薦する。(複数名の推薦可)
- (2) 会頭は、推薦のあった被表彰候補者について、本所優良商工従業員表彰審査委員会の審査結果をもとに、被表彰者を決定する。

## 6. 表彰の内容

各被表彰者に対し、会頭より表彰状ならびに記念品を贈呈する。  
また、優良従業員表彰の勤続30年以上の部のみ、日本商工会議所会頭との連名表彰とする。  
尚、被表彰者氏名を東大阪商工会議所商工月報に掲載する。

## 7. 負担金

負担金は、被表彰者1名につき5,140円（消費税込）とする。  
負担金の請求は、被表彰者の決定通知時に行う。

8. 推薦書提出先 東大阪商工会議所 振興部  
☎577-0809 東大阪市永和1-11-10  
TEL 06-6722-1151  
FAX 06-6725-3611

9. 提出期限 平成29年8月1日

10. 上記事項以外に定めなき場合は、審査委員長に一任する。

※ ご記入頂いた情報は本表彰の審査、本商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用する他、社名・個人名については、本商工会議所月報等で公開することがあります。